

貿易関係証明発給システム(オンライン発給・申請)について

伊丹商工会議所

1. はじめに

- ・利用開始日:2021年10月1日(金)～
- ・2021年10月1日時点では、非特惠原産地証明(日本産)のみが対象となります。
※外国産原産地証明、インボイス証明、サイン証明については、従来通り書面での発給申請をお願いいたします。
(これらの証明については、貿易関係証明発給システムにおいて2021年9月21日から運用開始されておりますが、当所においては、その運用の信頼性等が十分に得られたと判断した後に、サービス提供を開始させていただきます。)
- ・2021年10月1日時点では、代行業者による代行申請には対応しておりません。書面発給の場合につきましては、引き続き従来通り窓口での代行申請受付を行っております。
(上記と同じく、貿易関係証明発給システムにおいては2021年9月21日から代行業者登録・発給申請が運用開始されておりますが、当所においては、その運用の信頼性等が十分に得られたと判断した後に、サービス提供を開始させていただきます。)
- ・貿易登録及び発給手続きに関しては、当所ホームページよりマニュアルをダウンロードしてご確認ください。

【掲載しているマニュアル】

- ・パンフレット「原産地証明書のオンライン申請・発給」(PDF)
- ・申請者向け操作マニュアル(PDF)
- ・動画マニュアル「貿易登録申請の手順」(<https://youtu.be/J7UGj0zokwg>)
- ・動画マニュアル「オンライン申請・発給の手順」(<https://youtu.be/HrS2WV8l9ss>)

- ・以下、「貿易関係証明発給システム」を省略し「システム」と記載します。

2. システムの動作環境・機器について

インターネットからのシステム接続となり、自社サーバ・パソコン等へのインストールは不要です。

①以下の環境が使用できるパソコンが必要です。

- ・OS:Windows10(32/64 ビット)
- ・指定ブラウザ:Google Chrome(最新版のみ動作保証)
- ・ソフトウェア:AdobePDF が閲覧・印刷できるソフトウェア

②カラー印刷が可能なプリンタが必要です。

※初回ログイン前にあらかじめブラウザ設定を行っていただく必要があります。詳しくは「申請者向け操作マニュアル」のP.4「システムの動作環境」をご確認ください。

※一部ブラウザでは、表示が崩れてしまう可能性がありますので、“Google Chrome”での閲覧・作業をおすすめいたします。

3. 貿易登録（申請者登録）

・現行(書面発給)の貿易登録台帳では、システムをご利用いただけません。登録有効期限内であっても、お手数ではございますが、新たにご登録をお願いいたします。(新規ご登録後、新たな有効期間が適用となります)

・システムの貿易登録をしていただくと、書面発給の登録は不要になります。

①以下の URL にアクセスし、手続きを進めてください。

https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=2806

【参考:動画マニュアル「貿易登録申請の手順」(YouTube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=J7UGj0zokwg>

②必要事項をシステムに登録後、以下の書類を紙媒体で当所までご提出をお願いいたします。

	法人	個人
システムから印刷し、必ずご提出いただくもの (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易関係証明に関する誓約書(申請者・代行業者) ・貿易関係証明(申請者・代行業者)業態内容届 ・貿易関係証明(申請者)署名届(登録人数分) 	
別途必ずご提出いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 〈履歴事項全部証明〉 ・法人印鑑証明書 ※ともに3ヶ月以内発行の原本 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の住民票 ・代表者の印鑑証明書 ※ともに3ヶ月以内発行の原本 ・個人事業者であることの証明資料(開業届の写しまたは直近の納税証明書(事業税)の写し)
(該当者のみ) 別途ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> 〈郵送で提出する場合〉 貿易登録証を返送するためのレターパックライト1通(返送先など記入して提出) 〈サイナー又は代表者が外国籍の方〉 旅券または外国人登録証明書、在留カードの写し 〈古物を扱われる事業所の方〉 古物商許可書の写し 	

※「貿易関係証明(申請者)署名届」は、ご記入いただいたサインを当所でスキャンしてシステムに取り込みます。白上質紙に印刷後、濃く・はっきりと・枠線からはみ出さないようにサインをご記入ください。(サインは黒のみ。カラーは不可です。)

※登録有効期限は、会員・非会員ともに2年間で、2年ごとに更新が必要となります。

③ 貿易登録における重要な制度変更項目

- ・システム利用にあたり代行業者様におかれましては、必ず代行業者貿易登録が必要となります。アカウントの貸し借りはできません。
(2021年10月1日現在では代行業者によるシステムを利用した代行業者貿易登録および代行発給申請は当所においてはできません。可能になり次第ご連絡いたします。)
- ・代行業者様の貿易登録(更新)手数料は、会員・非会員に関わらず、また、システム利用・非利用(窓口書面発給のみ利用)に関わらず、全て無料といたします。
- ・従来通り、窓口書面発給のみを利用する代行業者様は新たに貿易登録の必要はありません。
- ・貿易登録更新時には、これまでは変更なければ提出不要としていた、法人様における履歴事項全部証明書・代表者印の印鑑登録証明書、または個人様における代表者の住民票・代表者の印鑑証明書・個人事業者であることの証明資料を、全社例外なく一式ご提出していただきます。(窓口書面発給のみご利用の場合も同様とします)

4. システムからの発給申請

- ・貿易登録完了後、当所より「貿易登録証」をお送りいたします。
- ・登録証記載の管理者 ID・パスワード(初期)を用いて、以下の URL よりログインしてください。ログイン後は、ご登録いただきましたサイナー毎に ID・パスワードを交付し、それぞれで発給申請を行ってください。(管理者IDでは、証明書の申請を行うことはできません。)

<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>

【参考:動画マニュアル「オンライン申請・発給の手順」(YouTube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=HrS2WV8l9ss>

※システム稼働時間は、平日 8:30～17:30 です。

(土日祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日を除く)

※発給は原則として、申請日に行います。ただし、16時30分以降の申請の場合、発給は翌営業日付けとなります。

※システムで作成していただいた原産地証明書のデータは、当所承認後、貴社にて白上質紙にカラー印刷していただきます。

※証明書は「交付済」日より14日以内に印刷してください。14日を過ぎると印刷できません。

※書面発給時に使用していた原産地証明書専用紙(偽造防止加工用紙)はシステム発給ではご利用いただけません。(窓口書面発給では引き続き専用紙が必要です)

★システム発給における原産地証明書の用紙 規格
①用紙:白上質紙 55 キログラムベース(四六判換算)
②寸法:A4 サイズ(210×297 ミリ) 1 枚物
※偽造防止加工用紙は使用できません。

5. システム各種手数料とお支払い方法について

①各種手数料について・消費税10%込

	会員	非会員
登録(更新)手数料	無料	6,600円
代行業者登録(更新)手数料	無料	
証明書発給手数料	1,100円	2,200円

・窓口で書面発給・貿易登録した場合と同じ価格です。

・会員・非会員の別は、登録申請紙をお持ちいただいた際に判断させていただきます。

・証明書発給後、いかなる場合も返金には応じられませんのでご注意ください。

②お支払い方法について

	会員	非会員
登録（更新）手数料	-	現金（窓口払い）のみ
証明書発給手数料	クレジットカード払い 請求書払い	クレジットカード払いのみ

・システムでの証明書発給手数料のお支払いは、会員様はクレジットカード払い・請求書払いのどちらか、非会員様はクレジットカード払いのみとなります。

【クレジットカード払いの場合】

・当所承認後にお支払い選択が可能になります。発給を希望される書類を選択後、クレジットカード番号などの必要事項を入力し、決済を確定してください。決済完了後、証明書の印刷が可能になります。

・システム上での決済になりますので、当所での領収証・請求書の個別発行はできません。

【請求書払いの場合】

・当所承認後、証明書が印刷可能となります。請求書は月末締めで当所より郵送いたしますので、翌月末日までに請求書に記載の口座へお振込みください。

・振込にかかる手数料は貴社負担となります。

6. その他

【システム利用に係る注意事項】

・同じパソコンで複数の ID を用いてシステムにログインしたり、ログイン後に複数のウィンドウやタブを開かないでください。セッション異常を起こしてシステムの接続が切れる場合があります。

- 操作をせず一定時間が経過すると、自動的にログアウトする仕様となっています。入力途中のデータは自動保存されませんのでご注意ください。
- ご登録後のサインは変更できません。登録後にサインの形状や氏名やメールアドレスを変更する場合は、再度ユーザーID の取得が必要となります。
- 訂正印による訂正を行うことはできません。また、発給後の訂正もできません。当所承認後の訂正は、再発給となり新たな手数料が発生します。
- 原産地証明書へのアタッチシートは添付できません。連続記載方式となり、すべてのページに申請者と商工会議所のサインが記載され、割印については記載されません。
- オリジナルの枝番表示はできません。
- 窓口での書面発給は、オンライン発給・申請の開始(2021年10月1日(金))以降も、従来通り行います。
- 発給した各証明書は加工制限をかけていますが、意図的に制限を解除して、加工した場合、私文書偽造や、詐欺罪、業務妨害罪などに該当する場合がありますので、交付済みの証明書の加工はしないでください。
- システム上で発給された各証明書は、偽造防止加工用紙を用いないため、その真正性・完全性を確保することを目的にリファレンスシステム(<https://ref.jcci.or.jp> または交付済みの証明書の二次元コードを読み取り)に証明書のすべての内容が掲載されます。
※詳細は「申請者向け操作マニュアル」の P.81「その他(リファレンスシステム)」をご確認下さい。
- システム発給の非特惠原産地証明書について、日本商工会議所は2020年2月28日に、駐日大使館・領事館に対して、通知文書「非特惠原産地証明書の『オンライン発給』開始に伴うフォーマットの追加について」を発出しています。しかしながら、その後、システムの不具合に起因するトラブルや、相手国通関担当者の判断により、通関できない事態が発生しました。今般それらの事案は一定の終息に向かいつつありますが、引き続き通関担当者や取引相手、金融機関によっては、システムで発給した認証書類が通用しない可能性があります。システム発給申請にあたっては、申請者様、代行業者様においても、その効力を十分に確かめたくえご利用ください。

7. お問い合わせ先

伊丹商工会議所

事業管理課 貿易証明担当

TEL:072-775-1221

FAX:072-775-1223

E-Mail:icci05@itami.or.jp